

「イネゲノム機能解析研究」の事後評価の調査検討を通じて明らかとなった、総合科学技術会議が実施する研究開発評価の実施における課題

平成 21 年 3 月 12 日

「イネゲノム機能解析研究」評価検討会

【調査検討にあたって確認された状況】

「イネゲノム機能解析研究」は、当初計画（概算要求段階）では平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 カ年間で、国費投入総額 4 5 0 億円を予定していた。国費投入額の実績は、5 カ年間で 1 4 2 億円であった。

農林水産省は、総合科学技術会議の事前評価における個別課題の重点化等の指摘を踏まえ、予算編成の課程で個別課題の見直しなどを実施し、予算額が決定された。

この予算額の大幅な変更については、平成 16 年に総合科学技術会議が実施したフォローアップにおいて、その旨を確認した上で、概ね指摘事項並びに留意事項に沿った対応が図られていると判断している。

今回の事後評価の調査検討において、目標の達成状況を確認する際に、改めて概算要求段階の計画予算額と目標、決定後の予算額と目標、とに関する検討を行った。個別課題ごとに得られた成果は目標を達成しているものと認められ、投入予算額は概ね妥当であったと考えられるが、概算要求段階の予算額が過大ではなかったのかとの疑問が残った。

【総合科学技術会議が実施する研究開発評価等における留意事項】

国の研究開発に係る予算額は、多くの場合総合科学技術会議が事前評価を実施する時点の概算要求額から変更される。この研究開発予算額の変更は計画の見直しを伴うことがあることから、評価専門調査会のフォローアップ等においてその状況を精緻に確認すること等が重要ではないか。

なお、総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価については、平成 14 年 4 月に大規模研究開発に対する事前評価を実施すること等を決定し、その後、平成 15 年 3 月及び平成 17 年 10 月にその改定

が行われている。総合科学技術会議が事前評価を実施した大規模研究開発に対してその終了後に事後評価を行うこととしたのは平成 17 年 10 月以降であり、本研究開発の事前評価及びそのフォローアップを行った平成 14 年及び平成 16 年当時には、事前評価を実施した大規模研究開発に対して事後評価を行うことは明示されていない。

# 総合科学技術会議が実施する 国家的に重要な研究開発の評価について

平成14年4月23日  
総合科学技術会議

## 1. 評価の目的

総合科学技術会議は、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、「科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価」を実施することとされている。これを受けて総合科学技術会議は、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について、その目標や達成度および効果等を評価し、推進体制の改善や予算配分に反映させる。

## 2. 評価の対象

研究開発期間における、設備整備費及び運用費等の総額が約10億円以上の研究開発

## 3. 評価の方法

府省で実施された評価方法及び結果を評価専門調査会において調査・検討し、総合科学技術会議が評価を行う。

また、府省による評価の有無に関わらず、以下のアまたはイに相当する研究開発については、その目標や達成度および効果等を、あらかじめ評価専門調査会で調査・検討し、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

ア 新たに実施が予定されている大規模な研究開発（研究開発期間における、設備整備費総額が約 300 億円以上、または設備整備費及び運用費等の総額が約 500 億円以上）

イ 以下の視点から総合科学技術会議が指定する研究開発（評価専門調査会で調査・検討）

- ・ 科学技術や社会経済の情勢の変化等により計画の大幅な見直しや改善が必要なもの
- ・ 目標の達成度が不十分であるなど、研究開発の進行に著しい遅れが認められるもの
- ・ 社会的関心が高く評価が求められるもの
- ・ 複数の府省にまたがって実施されているもので、総合的な推進を図る見地から評価が求められるもの

全ての評価結果は政府予算案編成に反映させることとする。

# 総合科学技術会議が実施する 国家的に重要な研究開発の評価について

平成 15年 3月 28日  
総合科学技術会議

## 1. 評価の目的

内閣府設置法第 26条第 1項第 3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

## 2. 評価の対象

### (1)大規模新規研究開発

新たに実施が予定される国費総額が約 300億円以上の研究開発

### (2)総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

### 3. 評価の方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

# 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な 研究開発の評価について

平成17年10月18日

総合科学技術会議

## 1. 評価目的

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

## 2. 評価対象

### (1) 大規模研究開発

#### ①新規の研究開発（事前評価）

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発

#### ②継続中の研究開発（中間評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの

#### ③終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

### (2) 総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省等における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

### 3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

### 4. その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術会議が実施する事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。